

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第17号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第41条 (略) 2 扶養手当の月額、は、条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族 <u>(以下「扶養親族たる子」という。)</u> については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円 <u>(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)</u> とする。 3 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に <u>当該期間</u> にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 4 (略) (通勤手当) 第44条 (略) (1) 条例第9条第1号に掲げる職員別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相	(扶養手当) 第41条 (略) 2 扶養手当の月額、は、条例第6条第2項第1号 <u>及び第3号から第6号までのいずれかに</u> 該当する扶養親族については1人につき6,500円 <u>(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)</u>、同項第2号に該当する扶養親族 <u>(以下「扶養親族たる子」という。)</u> については1人につき10,000円とする。 3 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 <u>(以下「特定期間」という。)</u> にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に <u>特定期間</u> にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 4 (略) (通勤手当) 第44条 (略) (1) 条例第9条第1号に掲げる職員別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相

当額」という。)

(2) (略)

(3) 条例第9条第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額

- 2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、条例第9条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

(2) (略)

(3) 条例第9条第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額を支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、条例第9条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給対象期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とす

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給対象期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、条例第9条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

4 運賃等相当額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額を支給対象期間の月数で除して得た額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

5・6 （略）

（単身赴任手当）

第45条 （略）

2 条例第10条第2項の企業長が必要があると認める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員

る。

3 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国家公務員その他別に定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、条例第9条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

4・5 （略）

（単身赴任手当）

第45条 （略）

2 条例第10条第2項の企業長が必要があると認める職員は、職員以外の地方公務員、国家公務員その他別に定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事

で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他条例第10条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員とする。

3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第51条 (略)

(1) (略)

(2) 条例第16条第2項に規定する場合次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定による勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)

ア・イ (略)

2 次に掲げる場合には、条例第16条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第16条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第16条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

別表第2 等級別基準職務表(第15条関係)

(略)

備考

1 この表において「本部」とは、大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第

情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他条例第10条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員とする。

3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第51条 (略)

(1) (略)

(2) 条例第16条第2項に規定する場合次に掲げる職員の区分に応じ、同項の規定による勤務1回につき、それぞれ次に定める額

ア・イ (略)

2 条例第16条第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした前項第1号アの職員には、その引き続く勤務に係る条例第16条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別表第2 等級別基準職務表(第15条関係)

(略)

備考

1 この表において「本部」とは、大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第

4 条に規定する経営管理部、総務部、
広域事業部及び水道事業部をいう。

2 (略)

4 条に規定する経営管理部及び事業管
理部をいう。

2 (略)

別表第 1、別表第 8 及び別表第 9 を次のように改める。

別表第 1 企業職給料表 (第14条関係)

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
	86	256,000	297,100	346,000							
	87	256,300	297,400	346,400							
	88	256,600	297,700	346,800							
	89	256,900	298,000	347,000							
	90	257,200	298,300	347,400							
	91	257,500	298,600	347,800							
	92	257,800	299,000	348,200							
	93	258,100	299,200	348,400							
	94		299,400	348,800							
	95		299,700	349,200							
	96		300,100	349,500							
	97		300,300	349,800							
	98		300,600	350,200							
	99		301,000	350,600							
	100		301,400	351,000							
	101		301,600	351,500							
	102		301,900	351,900							
	103		302,200	352,300							
	104		302,500	352,700							
	105		302,700	353,200							
	106		303,000	353,600							
	107		303,300	353,900							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

別表第8 昇格時号給対応表（第27条関係）

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		

24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			

52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				

81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						

110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

備考 この表の昇格後の号給欄の「2級」その他の区分は、昇格した日に属する職務の級を示す。

別表第9 降格時号給対応表（第28条関係）

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			
21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			

24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			
44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				

52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	85	85				
68	93	125	109	85	85				
69	93	125	109	85	85				
70	93	125	109	85	85				
71	93	125	109	85	85				
72	93	125	109	85	85				
73	93	125	109	85	85				
74	93	125	109	85					
75	93	125	109	85					
76	93	125	109	85					
77	93	125	109	85					
78	93	125	109	85					
79	93	125	109	85					
80	93	125	109	85					

81	93	125	109	85					
82	93	125	109	85					
83	93	125	109	85					
84	93	125	109	85					
85	93	125	109	85					
86	93	125							
87	93	125							
88	93	125							
89	93	125							
90	93	125							
91	93	125							
92	93	125							
93	93	125							
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							

110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

備考 この表の降格後の号給欄の「1級」その他の区分は、降格した日に属する職務の級を示す。

（大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部改正）

第2条 大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規程は、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）第41条の規定に基づき、職員の扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。 （届出） 第2条 新たに大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、<u>速やかに</u>その旨を企業長が定めるところにより企業長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。	（趣旨） 第1条 この規程は、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「<u>規程</u>」という。）第41条の規定に基づき、職員の扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。 （届出） 第2条 新たに<u>職員</u>となった者に扶養親族（規程第14条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で、その職務の級が9級以上であるもの（以下「9級以上職員」という。）にあっては、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に条例第6条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、<u>直ちに</u>その旨を企業長が定めるところにより企業長に届け出なければならない。 （1）<u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u> （2）<u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第6条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した</u>

日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、企業長において扶養の事実等を認定することができる場合には、同項の規定による届出を要しない。

(認定)

第3条 企業長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

2～4 (略)

(支給の始期及び終期)

第4条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(企業長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が定める日)の属する月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の1日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(認定)

第3条 企業長は、職員から前条の規定による届出があったときは、当該扶養親族が条例第6条第2項に定める要件を備えているかどうか等を確認して認定しなければならない。

2～4 (略)

(支給の始期及び終期)

第4条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日、扶養手当を支給され

2 扶養手当を支給されている職員にその月額を変更すべき事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

ている職員の扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1） 扶養手当を支給されている職員に更に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合

（2） 扶養手当を支給されている職員の扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第2条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（3） 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがある9級以上職員が9級以上職員以外の職員となった場合

（4） 扶養親族たる配偶者、父母等で第2条の規定による届出に係るものがある給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）が8級職員及び9級以上職員以外の職員となった場合

（5） 扶養親族たる配偶者、父母等で第2条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で9級以上職員以外のものが9級以上職員となった場合

附 則 1・2 (略) <u>(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の読替え)</u> 3 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1条中「大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程」とあるのは、「大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(令和7年大阪広域水道企業団管理規程第17号)附則第4項の規定により読み替えられた大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程」と、第2条中「大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例」とあるのは、「大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年大阪広域水道企業団条例第4号)附則第2項の規定により読み替えられた大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例」とする。</u>	<u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第2条の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9级以上職員以外のものが8級職員となった場合</u> <u>(7) 職員の扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るもののうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> 附 則 1・2 (略) <u>(平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の読替え)</u> 3 <u>平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第1条中「大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「規程」という。)</u>第41条」とあるのは、「大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(平成29年大阪広域水道企業団管理規程第10号)附則第2項から第4項までの規定により読み替えられた大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「規程」という。)第41条」とする。
---	--

(大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規程は、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(<u>平成23年</u>大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「規程」という。)第43条の規定に基づ	(趣旨) 第1条 この規程は、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「規程」という。)第43条の規定に基づき、

き、職員の住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用職員)

第2条 (略)

(1) (略)

(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第6条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。））が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに企業長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第4条 (略)

(1) 大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号）第5条第2項に該当する職員（以下「単身赴任手当権衡職員」という。）で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者）であつては、当該適用）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する公舎等及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして企業長の定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

(2) (略)

(届出)

職員の住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用職員)

第2条 (略)

(1) (略)

(2) 職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）第2条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。））が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに企業長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第4条 (略)

(1) 大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号）第5条第3項に該当する職員（以下「単身赴任手当権衡職員」という。）で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（職員以外の地方公務員、国家公務員又は同条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）であつては、当該適用）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する公舎等及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして企業長の定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

(2) (略)

(届出)

第 5 条 （略） 2 （略） 3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、企業長において居住の実情を認定することができる場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> （確認及び決定） 第 6 条 企業長は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第 8 条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。</u> （支給の始期及び終期） 第 8 条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第 8 条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日（<u>企業長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が定める日</u>）の属する月（その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 5 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）	第 5 条 （略） 2 （略） （確認及び決定） 第 6 条 企業長は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第 8 条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 （支給の始期及び終期） 第 8 条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第 8 条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 5 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の 1 日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）
---	---

（大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部改正）

第 4 条 大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（平成 23 年大阪広域水道企業団管理規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（届出）	（届出）

第2条 職員は、新たに大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第9条の職員たる要件を具備するに至った場合にはその通勤の実情を企業長が定めるところにより速やかに企業長に届け出なければならない。同条の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(2) 第17条第2号又は第3号の職員たる要件を欠くに至った場合

2 (略)

(確認及び決定)

第3条 企業長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第17条第2号若しくは第3号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第12条 規程第44条第2項の別に定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるものとする。

第2条 職員は、新たに大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第9条の職員たる要件を具備するに至った場合にはその通勤の実情を企業長が定めるところにより速やかに企業長に届け出なければならない。同条の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

2 (略)

(確認及び決定)

第3条 企業長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第12条 規程第44条第2項の別に定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるものとする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等
に係る通勤手当の額の算出の基準)

第14条 規程第44条第2項第1号に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 (略)

第15条 (略)

(権衡職員等の範囲)

第16条 規程第44条第3項の任用の事情等を考慮して別に定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第14条 規程第44条第2項及び第3項の別に定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものであることとする。

(特別料金等の2分の1相当額の算出の基準)

第15条 規程第44条第2項に規定する特別料金等(以下「特別料金等」という。)の額の2分の1に相当する額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 (略)

第16条 (略)

(権衡職員等の範囲)

第17条 規程第44条第3項のその他別に定める者は、次に掲げる法人に使用される者であった者とする。

(1) 地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。)

(2) 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫

(3) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人

(4) 前3号に掲げる法人のほか、企業長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

2 規程第44条第3項の任用の事情等を考慮して別に定める職員は、企業長の要請に応じて給料表の適用を受ける職員とな

通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるものとする。

（1） 新たに給料表の適用を受ける職員となった者（次号に掲げる者を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者

（2） 企業長等の要請に応じて給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第17条 規程第44条第3項の同条第2項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

った者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるものとする。

第18条 規程第44条第3項の同条第2項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定による採用（地方公務員法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされた職員のうち、条例第9条第1号又は第3号に掲げる職員で、採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び企業長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該採用の直

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）（配偶者のない職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い条例第10条に規定する単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（企業長が定めるものを含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

(3) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した

前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるものに限る。）

(2) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い条例第10条に規定する単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

(4) (略)

第18条 (略)

(追給又は返納)

第19条 規程第44条第5項の別に定める事由は、次に掲げる場合（以下「異動等事由」という。）とする。

(1)～(4) (略)

第20条～第23条 (略)

(事後の確認)

第24条 企業長は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを、当該職員に定期券等の提示又は第17条第2号若しくは第3号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(3) (略)

第19条 (略)

(追給又は返納)

第20条 規程第44条第4項の別に定める事由は、次に掲げる場合（以下「異動等事由」という。）とする。

(1)～(4) (略)

第21条～第24条 (略)

(事後の確認)

第25条 企業長は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを、当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程の一部改正)

第5条 大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(やむを得ない事情)	(やむを得ない事情)

第2条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第10条第1項の企業長が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

（2）～（5） （略）

（通勤困難の基準）

第3条 条例第10条第1項本文及びただし書の企業長が定める基準並びに規程第45条第2項の別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

（1）・（2） （略）

（権衡職員の範囲等）

第5条 規程第45条第2項の別に定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

2 規程第45条第2項の別に定める職員

第2条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第10条第1項の企業長が定めるやむを得ない事情及び規程第45条第2項の別に定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

（1）配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

（2）～（5） （略）

（通勤困難の基準）

第3条 条例第10条第1項本文及びただし書の企業長が定める基準並びに規程第45条第2項の別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

（1）・（2） （略）

（権衡職員の範囲等）

第5条 規程第45条第2項のその他別に定める者は、次に掲げる法人に使用される者であった者とする。

（1）地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）

（2）沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫

（3）国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

（4）前3号に掲げる法人のほか、企業長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

2 規程第45条第2項の任用の事情等を考慮して別に定める職員は、企業長の要請に応じて給料表の適用を受ける職員となつた者とする。

3 規程第45条第2項の別に定める職員

は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

(7) (略)

(支給の調整)

第6条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体若しくは次に掲げる法人からこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は、支給しない。

(1) 地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）

(2) 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫

(3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(4) 前3号に掲げる法人のほか、企業長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

(届出)

第7条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、企業長において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合には、同項の規定による届出を要しない。

は、次に掲げる職員とする。

(1)～(5) (略)

(6) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「職員以外の地方公務員、国家公務員その他別に定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（企業長の要請に応じて給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(7) (略)

(支給の調整)

第6条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体若しくは前条第1項各号に掲げる法人からこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は、支給しない。

(届出)

第7条 (略)

2 (略)

(確認及び決定) 第8条 企業長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第10条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u>	(確認及び決定) 第8条 企業長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第10条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
(支給の始期及び終期) 第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第10条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日（<u>企業長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が定める日</u>）の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	(支給の始期及び終期) 第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第10条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
2 (略)	2 (略)

(一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項<u>並びに同規程第55条第1項第1号</u>の規定の適用については、<u>同規程第52条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と</u>、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに任期付職員規程第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、	第3条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、<u>同条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の175」と</u>、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに任期付職員規程第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相

困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」と、同規程第55条第1項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。

(特定任期付職員業績手当)

第4条 条例第7条第1項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、第2条第2項から第4項までの規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）第19条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

第4条・第5条 （略）

第6条・第7条 （略）

（大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係規程の整備に関する規程の一部改正）

第7条 大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係規程の整備に関する規程（令和5年大阪広域水道企業団管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～11 （略）	1～11 （略）
12 <u>削除</u>	12 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員

13～19 (略)	<u>の通勤手当に関する規程第18条の規定の適用については、同条第1号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定」とあるのは、「地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項の規定又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項若しくは附則第7条第2項若しくは第4項の規定」とし、「退職した日」とあるのは、「退職した日（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）」とする。</u> 13～19 (略)
------------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第1の企業職給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（施行日における昇格又は降格の特例）

- 3 施行日に昇格又は降格する職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が前項の規定により同日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたとみなして、給与規程第27条又は第28条の規定を適用する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与規程第41条の規定の適用については、同条第1項中「企業長が定める職務の級は、9級とする」とあるのは「、同条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当を支給されない職員に関する企業長が定める職務の級は、9級とし、同

項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当を支給されない職員に関する企業長が定める職務の級は、8級とする」と、同条第2項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当の権衡職員等に関する経過措置）

5 第4条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（以下「改正後の通勤規程」という。）第15条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

6 改正後の通勤規程第16条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

7 改正後の通勤規程第17条第2号及び第3号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

（単身赴任手当の権衡職員等に関する経過措置）

8 第5条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程第5条第2項第6号の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	

29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					

89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							